

○個人情報保護委員会告示第 号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年 月 日から施行する。

平成二十九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

生存す
するも
一
図画誌
その他

＜行政機関等＞

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

＜地方公共団体等＞

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【番号法第2条第3項、行政機関個人情報保護法第2条第2項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法第

【2条第1項】

る個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当のをいう。

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）人の知覚によつては認識することができない方式をいう。

関個人情報保護法第2条第3項第2号において同じ。）で

機関

政機

15年

いう。

条第

個人

）第

る記録をいう。同法以下同じ。)に記載され、若しくは記
、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事
人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の
識別することができるもの(他の情報と照合(地方公共団
においては容易に照合)することができる、それにより特定の
識別することができることとなるものを含む。)をいう。

人識別符号が含まれるもの
法第2条第3項、行政機関個人情報保護法第2条第2項、
政法人等個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法第
1項】

存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する(行政
個人情報保護法第2条第2項第2号、同条第3項及び「行

に改め、同表項番号③及び項番号④中「第51条」

関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成政令第548号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」と）第3条第6号並びに独立行政法人等個人情報保護法第22項第2号、同条第3項及び「独立行政法人等の保有する情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第549号。1条第6号）。

や「第48条」に改め、同表項第④中「番号法第1条参照」や「行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項第2号、個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項」に改め、同表項第⑦から項第⑨までを削り、同表項第⑩を項第⑦とし、同表項第⑪から項第⑭までを三項ずつ繰り上げ、同表項第⑮を項第⑫とし、同項番の次に次のように加える。

⑬ 情報照会者	番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があ る場合にあつては、その者を含む。）をいう。
---------	---

		【番号法第19条第7号】
⑭	情報提供者	番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第7号】
⑮	情報提供等の記録	総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があつた場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情

		<p>報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4—3—(3)2）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>
⑯	<p>条例事務</p>	<p>番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下⑯及び⑱において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、同法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。</p>

		<p>二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。</p> <p>【番号法第19条第8号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「番号法第十九条第八号規則」という。）第2条第1項】</p>
⑰	<p>条例事務関係情報 照会者</p>	<p>条例事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>【番号法第19条第8号、番号法第十九条第八号規則第2条第2項】</p>
⑱	<p>条例事務関係情報</p>	<p>条例事務の内容に応じて法定事務を処理するために必要な特定個</p>

提供者

人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。ただし、提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報情報の範囲にあつては、限定機関を除く。

	<p>【番号法第19条第8号、番号法第十九条第八号規則第2条第3項】</p>
--	--

第3-1中「個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）」や「委員会」は「第51条」や「第60条」に改める。

第3-2(1)を次のように改める。

(1) **本ガイドラインの適用対象**

番号法は、行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等を対象とするものである。

第3-3(2)中「第31条」や「第32条」に改める。

第3-4(1)中「第29条第1項及び第2項」や「第30条第1項及び第2項」は「第31条」や「第32条」

は「第28条」や「第29条」に改める。

第3-4(2)中「この場合において、」の平仮名「行政機関等又は地方公共団体等における」を「第36

条」や「第33条」及び「第37条第1項」や「第34条第1項」及び「第38条」や「第35条」に於ける。
第3-4(3)を次のように改める。

(3) 罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。

		同種法律における類似規定の罰則
		行政機関個人情報

項番	行為	番号法	報保護法 [独立行政法人 等個人情報保護 法]	住民基本台帳法
①	個人番号利用事務等に に従事する者又は従 事していた者が、正 当な理由なく、特定 個人情報ファイルを 提供	4年以下の懲役 若しくは200万 円以下の罰金又 は併科 (第48条)	2年以下の懲役 又は100万円以 下の罰金 (第53条 [第50 条])	—
②	上記の者が、不正な 利益を図る目的で、 個人番号を提供又は	3年以下の懲役 若しくは150万 円以下の罰金又	1年以下の懲役 又は50万円以下 の罰金	2年以下の懲役 又は100万円以 下の罰金

	盗用	は併科 (第49条)	(第54条 [第51 条])	(第42条)
	情報提供ネットワー クシステムの事務に 従事する者又は従事 していた者が、情報 提供ネットワークシ ステムに関する秘密 を漏えい又は盗用	同上 (第50条)	—	同上 (第42条)
	③ 人を欺き、人に暴行 を加え、人を脅迫し 、又は、財物の窃取 、施設への侵入、不	3年以下の懲役 又は150万円以 下の罰金	—	—
	④			

<p>正アクセス等により 個人番号を取得</p>	<p>(第51条)</p>		
<p>国の機関の職員が、 職権を濫用して、専 らその職務の用以外 の用に供する目的で ⑤ の用に供する目的で 、特定個人情報記 録された文書等を収 集</p>	<p>2年以下の懲役 又は100万円以 下の罰金 (第52条)</p>	<p>1年以下の懲役 又は50万円以下 の罰金 (第55条 [第52 条])</p>	<p>—</p>
<p>⑥ 委員会から命令を受 けた者が、委員会の 命令に違反</p>	<p>2年以下の懲役 又は50万円以下 の罰金 (第53条)</p>	<p>—</p>	<p>1年以下の懲役 又は50万円以下 の罰金 (第43条)</p>

⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第54条)	—	30万円以下の罰金 (第46条、第47条)
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第55条)	—	30万円以下の罰金 (第46条)

第3-9中「第28条の4」を「第29条の4」に改めぬ。

第4-1-1(1)(四)中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改めぬ。

第4-1-1(1)イ中「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改めぬ。

第4-1-1(1)ロのイのロ中「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改め、同ロ中

「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改めぬ。

第4-1-1(1)Bの見出し中「第29条第1項」や「第30条第1項」及び「第29条第2項」や「第30条第2項」に改め、同B中「及び第8号」や「から第9号まで」及び「第31条」や「第32条」に改める。

第4-1-1(1)2aの見出し中「第29条第2項」や「第30条第2項」に改め、「第10条」の右に「、激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）を改正、同2aの見出し中「第29条第1項」や「第30条第1項」に改め、同2a中「第31条」や「第32条」に改める。

第4-1-1(2)（関係条文）及び●の見出し中「第28条」や「第29条」に改める。

第4-1-1(2)●中「第11号から第14号まで」や「第12号から第15号まで」に改める。

第4-2-2(2)●中「第31条」や「第32条」に改める。

第4-3-2(2)（関係条文）中「第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで」や「第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第4-3-2(2)2A中「同条第9号」や「同条第10号」に改める。

第4-3-2(2)2Bの見出し中「第14号」や「第15号」に改め、同Baの見出し中「第7号」の右に「、第

を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報

- 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

第4-3-1(2)Bロの見出し中「第8号」を「第9号」に改め、同Bイの見出し中「第9号」を「第10号」に改め、同Bイ中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改め、同Bイの見出し中「第11号」を「第12号」に改め、同Bイ中「第38条第1項」を「第35条第1項」に改め、同Bクの見出し中「第12号」を「第13号」に改め、同B一の見出し中「第13号」を「第14号」に改め、同Bロの見出し中「第14号」を「第15号」に改め、同Bロ中「第13号」を「第14号」に改める。

第4-3-3(3)（関係条文）中「第25条まで、第30条」を「第26条まで、第31条」に改める。

第4-3-3(3)1を次のように改める。

1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報（注）の提供を受け、又は条例事務関係情報提

供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報（注）を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。

行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。

（注） 条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報

報照会者に対して提供する特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報と同様又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

- 一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報
- 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

B 特定個人情報の提供（番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条）

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報
の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたとき

は、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない(注) (番号法第22条第1項、第26条)。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があつたものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。

* 児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが(児童扶養手当法施行規則第1条第7号)、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。

(注) 番号法第19条第8号の規定により提供することができる限定機関が、「行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

第4-3-3-②の取組中「第23条」の並びに、「第26条」を定める。

第4-3-3-②中「情報提供者」の並びに「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「情報提供者」の並びに「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「第19条第7号」の並びに「又は第8号」を、「第23条第1項」の並びに、「第26条」を、「第23条第2項」の並びに、「第26条」を、「第30条第1項」を、「第31条第1項」に、「第30条第3項」を、「第31条第3項」に、「第23条第3項」の並びに、「第26条」を、「第30条第4項」を、「第31条第4項」に、「第31条」を、「第32条」に定める。

第4-3-3-③の取組中「第25条」の並びに、「第26条」を定める。

第4-3-3-③中「情報提供者」の並びに「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を

加へ、「をいう。」」の右に「又は条例事務関係情報提供等事務（同第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）」と、「第24条」の右に「、第26条」と加へ、「又は情報提供ネットワークシステム」を「又は条例事務関係情報提供等事務若しくは情報提供ネットワークシステム」と改め、「第25条」の右に「、第26条」と加へる。

第4-4-1(イ)（「第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで」）を「第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで」と改めらる。

第4-4-1(1)●中「第31条」を「第32条」と改めらる。

第4-4-1(2)（「第27条、第29条、第30条、第31条」）を「第28条、第30条、第31条」と改めらる。

第4-4-1(2)●Aの凡用中「第29条第1項又は第30条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」と改め、同A中「第27条第1項」を「第28条第1項」と、「第29条第1項」を「第30条第1項」と改めらる。

第4-4-1(2)●B中「第27条」を「第28条」と改めらる。

第4-4-1(2)●Cの凡用中「第29条第1項又は第30条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」と

改めらる。

第4-4-1(c) (羅迷米文) 中「第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで」や「第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで」に於ける。

第4-4-1(c)●中「第29条第1項及び第2項」や「第30条第1項及び第2項」は「第30条第1項から第3項まで」や「第31条第1項から第3項まで」は「第31条」や「第32条」に於ける。

第4-4-1(d) (羅迷米文) 中「第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで」や「第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで」に於ける。

第4-4-1(d)●中「第29条第1項及び第2項」や「第30条第1項及び第2項」は「第30条第1項から第3項まで」や「第31条第1項から第3項まで」は「第31条」や「第32条」に於ける。

第4-4-1(e) (羅迷米文) 中「第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで」や「第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで」に於ける。

第4-4-1(e)●中「第29条第1項及び第2項」や「第30条第1項及び第2項」は「第30条第1項から第3項まで」や「第31条第1項から第3項まで」は「第31条」や「第32条」に於ける。●中「第28条」や「第29条」に於ける。

第4-5（関係条文）及び同[1]の見出し中「第26条、第27条」を「第27条、第28条」に改める。

第4-5[1]の見出し中「第26条、第27条」を「第27条、第28条」に改め、同[1]中「第27条」を「第28条」に改める。

第4-5[3]中「第27条第6項」を「第28条第6項」に改める。

第4-6本文中「第31条」を「第32条」に改める。

第4-6B中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

第4-6D中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）及び「政令」を「行政機関個人情報保護法施行令」及び「cにおいて」を「以下」に改め、D中「政令」を「行政機関個人情報保護法施行令」に改める。

別添の[2]B中「取得する」を「取得」及び「利用を行う」を「利用」及び「保存する」を「保存」及び「提供を行う」を「提供」及び「削除・廃棄を行う」を「削除・廃棄」に改める。

別添の[2]C中「運用状況」を「運用を行うとともに、その状況」及び「持出し」を「持ち運び」に改め

、 匡〇ロ中「主務大臣等」や「事業所管大臣」に、 「実施する」や「実施することが考えられる」に、 匡〇
e 中「特定個人情報」や「特定個人情報等」に定める。

別添の 2 D b を次のように定める。

b 事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を
深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個
人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教
育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教
育研修を行う。

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研
修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の2、番号法施行令第30条の2）。

- ・ 研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。
- ・ 研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとする。
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとする。

別添の **2** Eメール「保管する」や「保管することが考えられる」並びに ④「持ち出す必要」や「持ち運

「措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、」や「よう」ひ「持ち出す方法」や「持ち運ぶ方法」ひ「使用等」や「使用、追跡可能な移送手段の利用等」ひ各各「できない手段で」や「不可能な手段で」ひ各各「「保管制限と廃棄」」や並り「溶解等」や「溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等」ひ「採用する」や「採用することが考えられる」ひ「特定個人情報ファイル中」や「特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中」ひ「定める」や「定めることが考えられる」ひ各各。

各各の各各「遮断する」や「遮断することが考えられる」ひ「導入する」や「導入することが考えられる」ひ「確認する」や「確認することが考えられる」ひ「最新状態とする」や「最新状態とする」ひ「検知する」や「検知することが考えられる」ひ「」を導入し、適切に運用する」や「」を導入し、適切に運用することが考えられる」ひ各各。